

滋賀県内水面漁業振興計画の改定素案について

I 計画の概要

- 「内水面漁業の振興に関する法律」(平成26年法律第103号)に基づく県計画。

第10条 都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面において、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、基本方針に即して、これら施策の実施に関する計画を定めるよう努めるものとする。

- 当法律の内水面漁業は、琵琶湖を含め、河川、湖沼、養殖池での「漁業」と「養殖業」を含む。
- 内容は、水産資源の回復、漁場環境の再生、内水面漁業の健全な発展、その他内水面漁業の振興に関する事項など。
- 県の施策について、総合的かつ計画的に実施するため、国の基本方針に即して定めるもの。

II 改定の考え方

- 現計画を基本としながら、以下の顕在化した課題への対応や、現在、改定作業が進められている上位計画である「滋賀県農業・水産業基本計画」、密接に関連する「琵琶湖保全再生施策に関する計画」との整合を図った計画とする。
 - 琵琶湖漁業の基幹魚種であるアユ資源の不安定化。
 - 漁業者の高齢化(現役漁師の6割以上が65歳以上)と、その引退に伴う漁業衰退に対する危惧。
 - 観光や料亭など特定の外食産業に大きく依存した画一的な流通の脆弱性(コロナ禍により顕在化)。
 - 水産資源を持続的かつ最大に活用するため、迅速な資源解析に基づく漁獲の推進が急務。
- 計画期間は、滋賀県農業・水産業基本計画の終期に合わせ、令和3年度～令和7年度。

III 主な改定内容

- 目標す10年後の姿として、本県水産業の基幹である琵琶湖漁業について、一人ひとりの漁業者が精銳の“儲かる漁業”を目指すとの方向性を示した。
- 主な施策の内容として、特に以下の推進について新たに盛り込んだ。
【水産資源の増殖・養殖】迅速な資源評価に基づく資源管理の推進、チャネルキャットフィッシュの防除、温暖化に対応した増殖対策の検討
【漁場環境の再生】貧栄養化に応じた漁場生産力向上に関する技術の開発
【内水面漁業の健全な発展】漁業組織の機能強化のための統合等の促進、流通の多角化・強靭化、漁業セーフティネットの構築、普及指導の強化、担い手のスキルの向上(経営や流通販売等)、漁労技術継承のためのICT活用

IV 改定スケジュール

令和2年12月14日	常任委員会報告(改定について)
令和3年3月10日	常任委員会報告(改定素案について)
6月	常任委員会報告(改定原案および県民政策コメント実施について)
7月	県民政策コメントの実施
9月	常任委員会報告(計画案について)
10月	計画策定および公表

改定「滋賀県内水面漁業振興計画」の概要(案)

I はじめに

1 計画策定の趣旨

- 本県の漁業は、琵琶湖漁業、河川漁業、魚類養殖業および真珠養殖業とに大別でき、これらからの産物を利用する水産加工業も営まれ、魚介類や淡水真珠の供給、自然と親しむ機会の提供など、多面的な機能を有し、県民の豊かで潤いのある生活の形成に寄与している。
- 琵琶湖および河川では、水産生物の生息環境の悪化、外来魚やカワウによる食害などにより水産資源は大きく減少し、また漁業者の減少や高齢化も進行し、水産物の供給機能や遊漁の場の提供などの多面的機能が発揮されにくい状況にある。
- 本計画は「内水面漁業の振興に関する法律」の趣旨および国の基本方針に沿って、本県漁業の課題に対応し、本県の漁業振興を推進するため、現計画期間の満了に伴い改定するもの。

2 計画の期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

II 現状と課題

- 1 琵琶湖漁業
- 2 河川漁業
- 3 養殖漁業
- 4 水産資源に係る疾病的発生
- 5 特定外来生物やカワウによる被害

III 目指す姿 【10年後】

本県ならではの魅力ある魚介類や淡水真珠、健全なレクリエーションの場を多くの人々に提供するとともに、これら活動により環境保全や食文化の継承など水産業の持つ多面的機能が発揮されており、特に琵琶湖漁業については、少数でも一人ひとりが精鋭の“儲かる漁業”が実現している姿を目指す。

IV 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画

1 水産資源の増殖・養殖に関する事項

- (1) 琵琶湖漁業
 - 種苗放流等による資源状況に応じた増殖の推進 ■人工河川の運用によるアユ資源の安定化
 - 迅速な資源評価に基づく資源管理の推進
 - 温暖化や自然災害に対応した増殖対策の検討
- (2) 河川漁業
 - 河川等での種苗放流等の増殖の推進 ■効果的な放流手法開発や自然再生産による増殖推進
 - 在来マスの保護とその有効活用促進 ■醒井養鱒場での良質なマス類種苗の生産確保
- (3) 養殖漁業
 - 琵琶湖産アユの需要拡大 ■ビワマス等の養鱒の振興 ■淡水真珠その他の養殖の推進
- (4) 伝染性疾病の対策
 - アユ冷水病等の魚病の防疫対策
- (5) 特定外来生物やカワウによる被害の防止措置に対する支援等
 - 外来魚対策 内水面全域における徹底的な防除(バス、ギル、チャネルキャット)
 - カワウ対策 個体数管理、広域的な対策 ■侵略的外来水生植物対策

2 漁場環境の再生に関する事項

- (1) 漁場環境の再生
 - 琵琶湖の水質汚濁防止
 - 産卵繁殖場等漁場環境の保全再生 ■貧栄養化に応じた漁場生産力の向上技術の開発
 - 河川やその他湖沼の水質保全、水管理、生息環境の連続性の保持
- (2) 森林の整備および保全
 - 水源林の保全・管理、森林資源の循環利用による森林整備、森林生態系の保全
- (3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進
 - 多自然川づくりによる多様な川相の形成・維持

3 内水面漁業の健全な発展に関する事項

- (1) 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成
 - 漁業セーフティネットの構築 ■漁業所得の向上のための浜プラン策定支援
 - 漁業組織の機能強化 ■流通の多角化・強靭化 ■普及指導の強化
- (2) 人材の育成および確保
 - 新規就業希望者への研修等の支援 ■担い手の経営等スキルの向上支援
 - 漁労技術継承のためのICT活用の推進 ■河川漁業の組合員の経営能力向上に資する支援
- (3) 商品開発や消費拡大の取組等への支援
 - 水産物の情報発信、商品開発等
- (4) 多面的機能の発揮に資する取組の支援
 - 漁業者と地域住民の連携による活動等
- (5) 本県漁業に対する理解と関心の増進
 - 体験型環境学習、学校教育での湖魚等の活用、「琵琶湖システム」の発信等

4 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

- (1) 内水面漁業の振興に関する協議会の設置
 - 水産資源の回復や漁場環境の再生について協議会の設置

5 令和7年度の目標とする指標

(検討中)